

# みんなが支えてくれる「自立支援スペース」

## ～「木のまエコー」と「歩々人(ぽぽっと)」～

### 道端の草に「いのち」を

京成稻毛駅から5分。静かな住宅街の一画に引きこもりの自立支援スペース「木のまエコー」を見つけた。代表の森早苗さん(69才)の仕事場をそのまま、ひきこもりの人たちの居場所にしたそうだ。

今年で、なんと11年。1995年に引きこもりの問題をかかえた息子さんが急死した。その後は、まるで暗いトンネルの中を歩いている日々だったという。

ある2月の寒い日、道端の草がキラキラひかって見えた。朝露だったのだろうか?道端の小さな草も懸命に生きている、いのちがあるんだ、と思ったとき、トンネルから抜け出たことに気づいた。

息子からもらったメッセージを生かす上でも、できることなら、引きこもりの問題をかかえている人たちの役に立てればいい、そう思いたったのが始まりであった。

### 失敗してもいいと伝えたい

検見川にある「道草の家」でボランティアをしたことがきっかけで、若葉区にあ

る木工の仕事場を一人の青年に紹介したが、やはり体力的にも気力の面でもすぐに戦闘続けるのは、無理だと思った。準備段階が必要だ。そこで、2003年にはじめたのが「木のまエコ」(当初の名称)。農作業からはじめた。「失敗してもいい」そういう姿をみんなに見せたい。失敗することを恐れている若い人たちに「失敗しながら、試行錯誤しながら一緒に歩いていこう」というメッセージを伝えたい。

現在の場所では、毎週「紙漉き」、「かたりあいの場」を、汐見ヶ丘(アトリエ5)では、毎週火曜日には「歩々人」というコミュニティスペース&カフェをひらいている。手づくりのケーキ・サレ、フランスの家庭料理で肉や野菜の入ったお惣菜ケーキが食べられる。もちろん、「木のまエコ」に通い続けたメンバーの手づくりだ。コミュニティ・カフェ「歩々人」は2年ほど前、「木のまエコ」のメンバーが自らの手で立ち上げ、将来自立していくための就労支援として企画運営されている。古民家のゆったりした空間で、ケーキや香り高

い手挽きコーヒーなどでくつろげる場所であり、引きこもっている方や心の病を抱えている方などの無料相談や「語りあう会」などさまざまなイベントで利用されているそうだ。

この場に集った若い人々は「ここに通って、自分が表現できるようになった」「ここでは自分のやれることがあるので、楽しい」「他とちがって、ここでは自分が主体的に動ける」「自分の殻をやぶる切り口をここでもらった」など口ぐちに感想を教えてくれた。1年に1回は、やってくる人が少なくなると「やめた方がいいのか」と思う。それでも「11年、続けてこられたのは、来てくれるみんなが私を支えてくれるから」という森さんの言葉が印象的であった。

### ○活動スケジュール

		歩々人 (コミュニティスペース&カフェ)
毎週火曜	9時~18時	
毎週木曜	13時~17時	紙漉き
毎週金曜	14時~17時	かたりあいの場
その他	随時	会報作成販売など

### 引きこもりの自立支援スペース 「木のまエコ」

所在地▶千葉市稻毛区稻毛1-2-24

TEL▶043-243-2455

E-mail▶konomaecho@gmail.com

木のまエコ▶<http://konomaecho.net/>

歩々人▶<http://cake-popote.net/>



### ミニコラム ちばさぽの風 vol.1

ちばさぽのスタッフが、市民活動に関する話題や情報、出来事などをコラム風にお伝えします。  
連載ですが、内容やボリュームは「風の吹くまま気の向くまま」のコーナーです。(^\_^;)

### 「NPO法人条例個別指定制度」について

千葉市は2014年3月20日から、NPO法人条例個別指定制度を導入しました。「市が独自に定める基準等を満たしたNPO法人を条例により指定できる制度」で、具体的には、「指定を受けたNPO法人に寄付をした市民の住民税を優遇することで、NPO法人への寄付を促進するとともに、NPO法人の財政基盤を強化すること」をねらいとしたものです。指定を受けるためには、必要な書類を作成して申出をする必要があります。

似た制度に認定NPO法人制度がありますが、こちらは認定された法人自身への税制優遇もあるのが違いです。つまり、指定NPO法人に比べると大きなメリットがあります。ですが、認定NPO法人になるための基準はかなり厳しく、千葉市に約

350あるNPO法人のうち、認定を受けているのはまだ1団体のみです。そこで市は、認定よりは基準を緩和させた条例個別指定制度を導入したものです。

緩和させたとは言え、「基準を満たしたNPO法人である」と市に指定されることは、大きな社会的信用にもつながるでしょう。そしてもう一つのメリットは、指定を受けると、認定NPO法人になるための最も高いハードルと言われる「パブリック・サポート・テスト」の基準を満たすこととなるため、認定NPO法人にステップアップしやすくなるということです。指定を受けるための手続きも決して楽とは言えないと思いますが、認定は無理だと諦めていたNPO法人の皆さん、まずは指定を目指してみてはいかがでしょうか?